

第3回試行試験の試験範囲及び試験時間についての検討結果

平成28年2月19日
共通到達度確認試験システム
の構築に関する調査検討会議
推進ワーキング・グループ

第3回試行試験において、民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法（以下、「新規4科目」という。）を新たに実施するにあたり、推進ワーキング・グループにおいて新規4科目の試験範囲や、試験の7科目化に伴う試験時間について検討を実施した結果は以下のとおりである。

1 新規4科目の試験範囲について

- 「共通的な到達目標モデル（第二次案）」に示されている学修内容から一部を指定又は除外するかどうかは、科目ごとの判断に委ねることとする。
- 試験範囲を限定する場合は、適切な時期に、受験生に対し周知を行うこととする。

（考え方）

- ・ 履修状況の実態調査（別紙1参照）において、2年次までの履修範囲に含めていない又はごく基礎的な学修にとどめているとする部分が、多くの法科大学院に共通する場合は、授業への影響や学生の負担軽減の観点から、当該部分を試験範囲から除外することも考えられる。
- ・ 一方、調査結果をすべて考慮しようとする問題作成が難しくなるとともに、除外された範囲については勉強する必要がないとのメッセージを学生に発してしまう恐れがある。また、重要性の度合いは、授業の中で学生に自然に伝わることから、明示して除外するまでの必要性に欠けるとも考えられる。このため、出題範囲は限定せず、学修が手薄な範囲については問題数を限定する、難易度を下げるなどして対応することも一案である。

- ・ これらの考慮事項は、科目によっても事情が異なるため、試験範囲を限定するかどうかは、科目ごとの判断に委ねることが適当である。試験範囲を限定する場合は、適切な時期に受験者に対し周知を行うことが必要である。
- ・ なお、試験範囲の考え方については、共通到達度確認試験の将来的な位置づけによっても変わりうるものであることを付言する。(進級判定の最低限の基準とするのであれば重要な範囲に絞って出題することも考えられるし、司法試験短答式免除との関係から全範囲とすることも考えられる。)

2 試験時間について

- 憲法・民法・刑法については、第2回の試行試験を踏まえて試験時間を確定させることが必要であるが、新規4科目について、各科目 30～40分程度とすることで7科目を1日で実施することは可能と考えられる。
- 試験時間を確保するため、収集すべきデータの正確性に配慮しながら、新規4科目については複数科目を一括して実施することも検討が必要である。

(考え方)

- ・ 有職者など多様な属性の学生が受験することを踏まえれば、7科目を1日で実施することを前提に、各科目の試験時間を検討すべきである。
- ・ 憲法・民法・刑法の3科目の試験時間を長めに設定した場合でも、新規4科目の試験時間を30分程度とすることで、7科目を1日で実施することは可能と考えられる。
- ・ 憲法・民法・刑法の3科目については、第2回試行試験では各年次で同一の問題を使用し試験時間を第1回の約1.5倍(憲法・刑法:70分、民法:90分)にして実施することとしており、結果分析を踏まえ、試験時間を確定させる必要がある。
- ・ ただし、新規4科目の試験時間については、基礎的な知識を測る出題にとどめるならば30分程度でもよいが、出題範囲を限定せず、かつ、思考力を問う問題などを含めるならば、最低でも40分程度の時間が必要であると考えられる。

- ・ 試験時間を確保するため、新規4科目について、複数科目を一括して実施することについても検討が必要である。(想定される試験時間のパターンについては、別紙2を参照)ただし、その場合においても、正確なデータを把握するため、学生が1科目にかける時間に偏りが無いようにすることが必要である。
- ・ なお、複数科目を一括して実施する場合には、試験実施にかかる事務が過度に煩雑なものとならないよう、現在、大学入試センター試験の「地歴・公民」及び「理科」で実施されている試験方式を参考にしつつ、詳細な実施方針を検討する必要がある。

法科大学院における履修状況の実態調査（概要）

1 調査の趣旨

平成28年度末に実施を予定している第3回試行試験について、各科目の試験範囲の検討を行うにあたり、各法科大学院の履修状況を把握する。

2 調査事項

各法科大学院におけるカリキュラム編成や履修状況に照らして、「共通的な到達目標モデル（第二次修正案）における学修内容」に示されている各科目の学修内容につき、以下に該当する学修範囲を調査した。

憲法・民法・刑法

- ① 1年次に履修する範囲に含まれておらず、2年次以降に学修するものとされている範囲
- ② 1年次に履修すべき範囲に含まれているが、当該時点における到達度を確認することが適切でないと思われる範囲とその理由（授業時間の不足、2年次以降に発展的な科目を設置している など）

民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法

- ① 2年次までに履修する範囲に含まれておらず、3年次に学修するものとされている範囲
- ② 2年次までに履修すべき範囲には含まれているが、当該時点における到達度を確認することが適切でないと思われる範囲とその理由（授業時間の不足、3年次に発展的な科目を設置している など）

3 調査結果の概要

憲法・民法・刑法

- 殆どすべての法科大学院が、授業時間の不足、単元毎の理解の重要性の違い又は2年次以降に実施する総合科目や演習科目との関係性等

を考慮し、一部の単元を学修範囲から除外する又は基礎的な学修に留めるなどの方針がとられていると回答した。

< 1年次の学修から除外している範囲 >

- ◆ 「1年次に履修する範囲に含まれておらず、2年次以降に学修する」と回答した範囲の中で、多くの大学に共通した単元は以下のとおり。

(憲法)

- ・ 刑事手続上の権利
- ・ 国家賠償請求権

(刑法)

- ・ 総則 → 刑法の適用範囲
- ・ 各則 → 社会的法益に対する罪
(風俗に対する罪(わいせつの罪を除く))
- ・ 各則 → 国家的法益に対する罪
(内乱・外患・国交に対する罪)

- ◆ 一部の法科大学院からの回答にとどまるが、共通性が見られる単元は以下のとおり。

(民法)

- ・ 親族
- ・ 相続

(刑法)

- ・ 各則 → 国家的法益に対する罪(国家の作用に対する罪)

< 1年次の段階で到達度を確認する必要性が薄い範囲 >

- ◆ 「1年次までに学修する範囲に含まれているが、到達度を確認することが適切でないと考えられる」と回答した範囲の中で、多くの大学に共通した単元は以下のとおり。

(憲法)

- ・ 刑事手続上の権利(再掲)
- ・ 請願権(再掲)
- ・ 国家賠償請求権
- ・ 刑事補償請求権
- ・ 国民の義務

(刑法)

- ・ 総則 → 刑法の適用範囲 (再掲)
- ・ 各則 → 社会的法益に対する罪 (公共の安全に対する罪)
- ・ 各則 → 社会的法益に対する罪
(風俗に対する罪) (再掲)
- ・ 国家的法益に対する罪 (再掲)

◆ 一部の法科大学院からの回答にとどまるが、共通性が見られる単元は以下のとおり。

(憲法)

- ・ 憲法総論 → 憲法の変動と保障
- ・ 憲法総論 → 平和主義及び国際協調主義
- ・ 統治機構 → 司法
- ・ 基本的人権の保障 → 基本的人権の適用範囲
- ・ 基本的人権の保障 → 通信の秘密
- ・ 基本的人権の保障 → 裁判を受ける権利

(民法)

- ・ 物権 → 地役権
- ・ 債権 → 債権各則 (法定債権関係)
- ・ 親族 (再掲)
- ・ 相続 (再掲)

(刑法)

- ・ 社会的法益に対する罪 (偽造罪)

民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法

○ 殆どすべての法科大学院が、授業時間の不足、単元毎の理解の重要性の違い又は2年次校に実施する総合科目や演習科目との関係性等を考慮し、一部の単元を学修範囲から除外する又は基礎的な学修にとどめるなどの方針がとられていると回答した。

<2年次の学修から除外している範囲>

◆ 「2年次までに学修する範囲に含まれておらず、3年次に学修する」と回答した範囲の中で、多くの大学に共通した単元は以下のとおり。

(民事訴訟法)

- ・ 略式訴訟手続
- ・ 訴訟費用

(商法)

- ・ 商法総則
- ・ 商行為
- ・ 手形法・小切手法

(行政法)

- ・ 当事者訴訟の運用能力 → 国・地方公共団体が提起する当事者訴訟

- ◆ 一部の法科大学院からの回答にとどまるが、共通性が見られる単元は以下のとおり。

(刑事訴訟法)

- ・ 公判 → 公判前整理手続
- ・ 上訴・再審 → 再審

< 2年次の段階で到達度を確認する必要性が薄い範囲 >

- ◆ 「2年次までに学修する範囲に含まれているが、到達度を確認することが適切でないと考えられる」と回答した範囲の中で、多くの大学に共通した単元は以下のとおり。

(民事訴訟法)

- ・ 上訴・再審
- ・ 略式訴訟手続 (再掲)
- ・ 訴訟費用 (再掲)

(刑事訴訟法)

- ・ 公判 → 公判前整理手続 (再掲)、犯罪被害者の参加
- ・ 裁判 → 裁判の効力
- ・ 上訴・再審 → 上訴、再審 (再掲)

(商法)

- ・ 商法総則 (再掲)
- ・ 商行為 (再掲)
- ・ 手形法・小切手法 (再掲)

(行政法)

- ・ 当事者訴訟の運用能力 → 国・地方公共団体が提起する当事者訴訟（再掲）
- ・ 損失補償請求権に関する検討能力

◆ 一部の法科大学院からの回答にとどまるが、共通性が見られる単元は以下のとおり。

（民事訴訟法）

- ・ 複雑訴訟

（刑事訴訟法）

- ・ 公訴の提起 → 公訴権の運用とその規制
- ・ 公判 → 公判手続
- ・ 裁判（裁判の効力を除く）

（商法）

- ・ 会社法 → 事業譲渡・組織再編
- ・ 会社法 → 持分会社

想定される試験時間のパターン

案1-1) 新規4科目を30分とする場合(その1)	
複数科目一括	各科目独立
9:00～ 9:50 憲法 10:30～11:45 民法 12:45～13:35 刑法 14:15～15:25 民事訴訟法・刑事訴訟法 16:05～17:15 商法・行政法 (試験時間) 憲法、刑法：50分、民法：75分、 新規4科目：30分 + 10分/2科目(※)	9:00～ 9:50 憲法 10:30～11:45 民法 12:45～13:35 刑法 14:15～14:45 民事訴訟法 15:25～15:55 刑事訴訟法 16:35～17:05 商法 17:45～18:15 行政法 (試験時間) 憲法、刑法：50分、民法：75分、 新規4科目：30分
案1-2) 新規4科目を30分とする場合(その2)	
複数科目一括	各科目独立
9:00～10:10 商法・行政法 10:50～12:00 憲法 13:00～14:10 刑法 14:50～16:20 民法 17:00～18:10 民事訴訟法・刑事訴訟法 (試験時間) 憲法、刑法：70分、民法：90分、 新規4科目：30分 + 10分/2科目(※)	9:00～10:10 憲法 10:50～12:20 民法 13:20～14:30 刑法 15:10～15:40 民事訴訟法 16:20～16:50 刑事訴訟法 17:30～18:00 商法 18:40～19:10 行政法 (試験時間) 憲法、刑法：70分、民法：90分、 新規4科目：30分

案 2-1) 新規 4 科目を 40 分とする場合 (その 1)	
複数科目一括	各科目独立
9:00~ 9:50 憲法 10:30~11:45 民法 12:45~13:35 刑法 14:15~15:45 民事訴訟法・刑事訴訟法 16:25~17:55 商法・行政法	9:00~ 9:50 憲法 10:30~11:45 民法 12:45~13:35 刑法 14:15~14:55 民事訴訟法 15:35~16:15 刑事訴訟法 16:55~17:35 商法 18:15~18:55 行政法
(試験時間) 憲法、刑法：50 分、民法：75 分、 新規 4 科目：40 分 + 10 分/2 科目(※)	(試験時間) 憲法、刑法：50 分、民法：75 分、 新規 4 科目：40 分
案 2-2) 新規 4 科目を 40 分とする場合 (その 2)	
複数科目一括	各科目独立
9:00~10:30 商法・行政法 11:10~12:20 憲法 13:20~14:50 民法 15:30~16:40 刑法 17:20~18:50 民事訴訟法・刑事訴訟法	9:00~10:10 憲法 10:50~12:20 民法 13:20~14:30 刑法 15:10~15:50 民事訴訟法 16:30~17:10 刑事訴訟法 17:50~18:30 商法 19:10~19:50 行政法
(試験時間) 憲法、刑法：70 分、民法：90 分、 新規 4 科目：40 分 + 10 分/2 科目(※)	(試験時間) 憲法、刑法：70 分、民法：90 分、 新規 4 科目：40 分

(※) +10 分/2 科目

… 2 科目まとめて実施する際、各科目の解答時間を同一にするため、受験者を着席させたまま 10 分間試験を中断し、その間に、試験官がマークシートの回収と残る科目の問題配布を行うことを想定。

案1～案4の提示にあたり考慮した運営上の留意点

- 開始時刻が早くなると公共交通機関の乱れ等への対応が困難となるため、試験時間が長時間にわたる場合には、終了時刻を遅らせるよう時間を設定し、開始時刻は早くとも9時とすべき。

- 答案の配布・回収等を滞りなく実施するためには、試験間隔は少なくとも40分間は必要と見込まれる。(第1回、第2回試行試験においても40分間の間隔で実施されている。)

ただし、特に案の4では修了時刻が遅くなるため、1部屋あたりの受験者数を減らすなどにより、試験間隔を狭めることも考えられる。